

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第31号

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 墓地等の経営を目的とする公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下この号において「公益法人法」という。）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）で、次のいずれにも該当するもの

ア 主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、かつ、当該市内に有する主たる事務所又は従たる事務所について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく登記を行った日の翌日から起算して当該公益法人が行う当該経営しようとする墓地等に係る第5条第1項第2号の規定による届出の日までの期間が5年以上経過していること。

イ 公益法人法に基づく登記を行った日の翌日から起算して当該公益法人が行う当該経営しようとする墓地等に係る第5条第1項第2号の規定による届出の日までの期間が5年以上経過していること。

第10条第2号ただし書中「支障がないと認めるときは」を「支障がないものとして規則で定める場合は」に改め、同号アを次のように改める。

ア 墓地及び納骨堂

人が現に居住し、又は使用している建物 110メートル

第10条第2号中イを削り、ウをイとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する墓地等については、当該許可に係る墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、この条例による改正後の逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条及び第10条の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項（同条例第16条において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条例第15条第1項の規定による申請が行われたものに係る墓地等の経営の許可等に係る手続、基準等については、なお従前の例による。